

国立大学法人東京外国語大学一般事業主行動計画

(次世代育成法・女性活躍推進法一体型)

男女共同参画の観点から、職員がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりに努め、さらに、女性職員がより一層活躍できる環境を向上させるため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日（4年間）

2. 本学の課題

- (1) 事務職員の管理職に占める女性の割合が低い。
- (2) 男性の育児休業等の取得者が少ない。
- (3) 全ての職員が働きやすい職場環境を目指すための取組を充実させる必要がある。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標①： 事務職員の女性管理職（課長級以上）の割合を20%以上とする。

<取組内容>

令和8年4月～

- ・女性職員がキャリア形成に対する意識を醸成するための研修を実施するとともに、他の機関が開催する同様の研修で、参加可能なものについて情報提供を行う。
- ・メンター制度を活用し、管理職候補者となる女性職員の育成や若手女性職員のキャリア形成に関する相談体制を強化する。
- ・管理職に対して女性職員の育成に関する意識啓発を行うとともに、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）に関する研修を実施する。

目標②： 男性の育児休業（育児目的休暇を含む）の取得率を50%以上とする

<取組内容>

令和8年4月～

- ・育児休業、育児目的休暇、その他の両立支援制度の周知を徹底する。
- ・配偶者の妊娠・出産を申し出た男性職員に対し、制度の周知や意向確認・聴取を行い、状況に応じた配慮を行う。
- ・管理職向けの研修や会議において、男性の育児休業取得を前提とした業務分担やマネジメントについて周知し、積極的な取得を促す。

目標③： 仕事と生活（子育て、介護等）を両立できる環境づくりを進める。

<取組内容>

令和8年4月～

- ・ 病児、病後児を含めた保育サービス利用者への支援を行う。
- ・ 研究者の教育・研究環境整備のため、教育・研究支援員の配置を行う。
- ・ 休日に大学の要請による業務を行う場合の支援として、学内保育所における一時預かり保育の利用料金を補助する。
- ・ 育児や介護の両立支援制度の利用を促進するとともに、育児休業や介護休業から復帰する職員の希望に応じた業務環境の改善を検討し、必要な措置を行う。
- ・ 在宅勤務を推進し、良好なワーク・ライフ・バランスを実現する。

目標④： 全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

<取組内容>

令和8年4月～

- ・ 学内放送にて退勤時刻を知らせることで意識啓発を行うとともに、定時退勤日には学内放送や学内メールにより、定時退勤の厳守を徹底する。
- ・ 事務の効率化や簡素化を進めるとともに、業務実態に則した適正な人員配置を行う。
- ・ 所定労働時間内における会議の開催を原則とする。
- ・ 管理職による職員の勤務時間の把握・管理を徹底するとともに、年次有給休暇の更なる取得を促進する。